公告第28号

浪江町南産業団地造成工事その２を制限付一般競争入札により実施するにあたり、地方自治法施行令（昭和22 年政令第16 号。以下「政令」という。）第167 条の6第1項及び浪江町財務規則第112条第1項の規定により公告する。

令和３年７月20日

浪江町長　吉田　数博

第１　入札に付する事項

1	工事番号	第 21-016-001-113 号
2	工事名	浪江町南産業団地造成工事その２
3	工事場所	浪江町大字請戸　地内
4	工事概要	整地工　切土工V=137,241m3、盛土工V=135,274m3 区画道路L=1147m、W= 9.0m、 雨水排水路(φ600～1350)、上水道(φ50～150)等
5	議会の要否	要
6	工期	議会の議決を得た日から令和5年3月31日まで
7	入札案件の仕様等	別紙仕様書のとおりとする。
8	入札書比較価格 (税抜予定価格)	落札決定した後に公表する。なお、不調の際は非公表とする。

第２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加できる者は、特定建設工事共同企業体とし、公告日から入札日までに以下に掲げる要件を全て満たしている者とする。ただし、入札参加有資格者が入札時までに入札参加資格要件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。

1	特定建設工事共同企業体の資格要件 (1) 特定建設工事共同企業体は、代表者となる構成員、その他の構成員2者以下の合計2者又は3者で構成する。 (2) 構成員の出資比率は、2者の場合は各者30％以上とする。3者の場合は各者20％以上とする。 (3) 構成方法は、自主結成であること。 (4) 代表となる構成員の出資比率は構成員中最大であること。
2	構成員共通の資格要件 (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。 (2) 浪江町において指名停止の期間中でないこと。

<table>
<tr><td></td><td colspan="3">(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
(4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定する経営事項審査を受けていること。
(5) 令和３年・令和４年度浪江町工事等請負有資格業者名簿（一般土木工事）に登録されていること。
(6) 建設業法第28条第3項の規定による営業停止処分の措置期間中でないこと。
(7) 警察当局から、暴力団、暴力団員が実質的経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして当該状態が継続している者でないこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">3</td><td colspan="3">代表である構成員の参加資格要件</td></tr>
<tr><td rowspan="3">登録業種及び総合評点等</td><td>所在地区分</td><td>福島県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者。</td></tr>
<tr><td>総合評点</td><td>入札公告以前の直近の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」における土木一式工事の総合評定値(P)が1,500点以上であること。</td></tr>
<tr><td>建設業許可</td><td>特定建設業許可</td></tr>
<tr><td>施工実績</td><td colspan="2">なし</td></tr>
<tr><td>配置技術者の要件</td><td colspan="2">１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者、かつ監理技術者の資格を有する者を専任として配置できる者。</td></tr>
<tr><td>現場代理人の要件</td><td colspan="2">１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者、かつ土木工事において、現場代理人、監理技術者又は主任技術者として実務経験のある者を専任として配置できる者。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">4</td><td colspan="3">その他構成員の参加資格者要件</td></tr>
<tr><td rowspan="3">登録業種及び総合評点等</td><td>所在地区分</td><td>浪江町内に本社を有する者。</td></tr>
<tr><td>総合評点</td><td>入札公告以前の直近の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」におけるの土木一式工事の総合評定値(P)が750点以上であること。</td></tr>
<tr><td>建設業許可</td><td>特定建設業許可</td></tr>
<tr><td>施工実績</td><td colspan="2">なし</td></tr>
<tr><td>配置技術者の要件</td><td colspan="2">１級又は２級土木施工管理技士の資格を有する者を専任で配置できる者。</td></tr>
</table>

第３　入札参加申請に必要な書類等の配布

浪江町ホームページからダウンロードすること。

第４　入札参加の申込み

(1)提出書類

入札参加希望者は、入札参加資格を有することを証するため、(4)で定める書類を１部提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、受付期間中に申請書及び資料を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(2)提出期間

令和３年７月21日（水）から令和３年８月３日（火）

午前9時から午後5時まで（ただし土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）

(3)提出場所

〒979-1592　福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田７番地２

浪江町役場 企画財政課　財政管財係　入札担当

電話　0240-34-0237

(4) 申請書の様式等

① 入札参加申込書（様式1）

② 一般競争入札参加資格確認申請書（様式2）

③ 特定建設工事共同企業体協定書（様式3）

④ 委任状（様式4）

（構成員毎に作成）

⑤ 有効期限内で最新の経営事項審査結果通知書の写し

（公告から契約日までの間を通じて有効なもの）

⑥ 建設業許可証明書（通知）の写し

⑦ 配置予定技術者・現場代理人予定者の保有資格を証明する書類の写し

⑧ 現場代理人予定者の実務経験経歴書（様式5）

⑨ 配置予定技術者・現場代理人予定者の雇用関係を証明する書類の写し

（健康保険証又は市町村民税特別徴収税額通知書等の公告日の前日から起算して3か月以上の直接的な雇用関係を証明する書類）

⑩ 使用印鑑届（様式6）

⑪ その他指示された書類

(5)申請書類提出の際の注意事項

配置予定技術者は3名まで申請可能とするが、保有資格及び雇用関係を証明する書類の写しは、それぞれ必要件数又は必要人数分とする。

また、申請書及び資料の作成に要する経費は提出者の負担とし、提出された資料は返却しない。なお、提出された資料は、提出者の承諾なしに無断で他の目的に使用しない。

(6)提出方法

郵送または 持参すること。

郵送の場合受付期間内(令和3年８月3日午後5時まで)必着とする。

第5　入札参加資格の確認

入札参加資格の有無については、令和３年8月13日（金）までに電話又はＦＡＸにより連絡し、書面は郵送する。

第6　現場説明会・設計図書等の閲覧・質問等

(1) 現場説明会

行わない。

(2) 設計図書等の閲覧

①閲覧期間

令和３年7月21日（水）から令和３年8月3日（火）

午前9時から午後5時まで（ただし土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）

②閲覧方法

電子媒体（ＤＶＤ）配布

紙媒体閲覧

③配布場所及び閲覧場所

浪江町役場 企画財政課 財政管財係

(3) 設計図書等に対する質問及び回答

①質問書の提出期限

令和３年8月6日（金）午後5時まで

②受付方法

質問書様式により、直接持参、ＦＡＸ又は電子メールによること。なお、ＦＡＸ又は電子メールの場合は、送信後に必ず確認のため電話連絡すること。

③質問書の提出先

〒979-1592　福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田７番地２

浪江町役場 企画財政課 財政管財係　入札担当

電話　0240-34-0237　　ＦＡＸ　0240-34-4593

電子メール　　namie12041@town.namie.lg.jp

④質問に対する回答

令和３年8月13日（金）午後5時までに回答する。

⑤回答書閲覧方法

浪江町ホームページに掲載する。

第7　入札等に関する事項

詳細については、入札説明書による。

第8　入札保証金及び契約保証金

詳細については、入札説明書による。

第９　入札の無効

詳細については、入札説明書による。

第 10　契約事項

(1)契約書作成の要否

要

(2)契約の締結

①契約については、浪江町財務規則及び浪江町工事請負契約約款に基づき契約締結する。

②本工事に係る契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年浪江町条例第 18 号) 第 2 条の規定により議会の議決を必要とするため、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した仮契約書により仮契約を締結するものとする。

ただし、可決されなかった場合又は否決された場合には締結しなかったものとし、かつ、この場合において乙（受注者）がこのことにより損害が生じた場合においても、甲（発注者）は一切その賠償の責めに応じないものとする。

第 11　その他

本入札については、上記に定めるもののほか、入札説明書を確認すること。